

行田市被保護者年金申請支援事業業務委託仕様書

行田市（甲）が受託者（乙）に委託する業務内容は、次のとおりとする。

1. 事業名

行田市被保護者年金申請支援事業

2. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 業務の目的

生活保護制度は、生活保護法第4条の規定に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件（保護の補足性）としており、生活保護の実施に当たっては、年金などの社会保障施策等の活用が前提となっている。

そこで、支援対象者（4（1）で定める支援対象者をいう。以下同じ。）に対し今まで現業員が行ってきた、年金納付記録調査に加え、社会保険労務の専門的知識を有する者による、よりの確な年金納付記録調査や合算対象期間調査、各種年金の受給資格確認、また、年金受給権を有する方に対する申請代行など、一連の業務に係る支援を高い専門性やノウハウを有する事業者へ委託することにより、本市の生活保護業務の適正実施に繋げることを目的とするものである。

4. 業務概要

（1）支援対象者

甲が選定した、満60歳以上の被保護者、障害者手帳を所持する被保護者等約400人。

（2）乙は、甲と協議の上、支援対象者に関する以下の支援業務を専門の職員（以下「支援員」という。）により行う。

ア 年金に関する調査業務

イ 年金申請代行業務

ウ 年金に係る再交付手続きに関する業務

エ 年金記録のデータベース作成業務

オ その他、社会保険・労働保険に関する手続き支援業務

（3）乙は、支援業務の拠点となる事務所（以下「事務所」という。）を設置する。事務所には、個人情報漏えい等の事故防止に係る対策を取るものとする。

（4）支援業務は、原則として事務所、行田市福祉事務所、年金事務所及び支援対象者の

居宅又は居所において行う。なお、これらの業務に際しての支援員の交通手段は、乙が確保するものとする。

(5) 甲は、支援員の作業スペースとして、行田市福祉事務所内に相談室等を確保する。

(6) 支援対象者は、行田市福祉事務所長が定め、乙に通知する。

5. 支援員等の実施体制

3に定める業務を行う支援員は、乙及び乙の雇用する者で、令和8年4月1日時点で次のいずれかに該当する者とする。

(1) 社会保険労務士

(2) (1) と同等以上の能力を有する社会保険関連法規に精通した者

6. 委託料

(1) 委託料には次のものが含まれる。

ア 人件費

イ 事務所借上げ費用（敷金、保証金は含まない。）

ウ 交通費

エ 通信費

オ 事務機器賃貸借費用（レンタル又はスペース）

カ 支援員用パソコン賃貸借費用（レンタル又はスペース）

キ その他事務費

(2) パソコンを賃貸借する場合及び賃貸借した事務機器をネットワークに接続する場合は、ウィルス対策、アクセス制御及び情報漏えい対策をはじめとする必要なセキュリティを確保すること。

7. 報告

(1) 乙は、甲に対して、委託業務に係る進捗状況を、指定した期日（毎月）までに、甲が指定する手段で報告すること。

(2) 4（2）エの年金記録のデータベースについては、履行期間終了までに支援対象者分を取りまとめて、乙は甲に提出すること。

8. 委託料の支払い

甲は、乙から業務実績報告書及び請求書を受領した日から30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

9. 特記事項

(1) 乙は、業務を遂行する上で、これに携わる支援員を管理監督するとともに、特に個

個人情報の保護並びに漏えい防止に関しては周知徹底を図ること。

- (2) 乙は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを点検等業務以外に使用してはならない。また、支援業務等のデータは、紛失等が決してないよう、厳重に鍵付き金属書庫にて保管すること。また、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しては、利用の必要がなくなった時点で、甲の指示に基づき記録媒体、紙媒体、テストデータ、バックアップ等を含め、返還又は復元困難な方法で削除・廃棄することとし、それを起因とする情報漏えいに関しては、履行期間外でも責任を負うこととする。
- (3) 甲は、乙がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) 甲は、本業務中における支援員等の事故については一切責任を負わない。
- (5) 乙は、本事業の全部又は一部を第三者に請け負わせ、または委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、当該事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

10. その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、甲、乙が協議して決定するものとする。